

ごみ袋の販売価格の改定について

南空知公衆衛生組合では、今月（4月1日）から改定となります「ごみ袋の料金」について、よくいただくご質問をまとめましたのでご参照下さい。
詳しくは、広報3月号折込チラシか、組合ホームページをご覧ください。（<http://minamisorati.jp/>）

■よくある質問

Q ごみの分け方、出し方、分別、直接搬入のルールは、変わりますか？

A 変わりません。今までと同じです。

Q 使用期限を過ぎた古いごみ袋はどうしたらよいですか？

A 令和3年7月1日以降は、ごみ袋として使うことはできません。**使い切れなかった場合は、不燃ごみとして廃棄してください。**

Q 事業所のごみの搬入を収集運搬業者に委託しています。古いごみ袋に入ったごみを業者に引き渡せるのは、いつまでですか？

A **業者が6月30日(木)までに組合に搬入**できるよう、調整してください。

Q 新しいごみ袋の色は変わりますか？古いごみ袋と見分けはつきますか？

A 袋の色は変わりません。また、新しいごみ袋は、**中央部に「新（→参照）」と標記**されていますので、お間違えのないようお願いいたします。

■お問合せ先

- 南空知公衆衛生組合 総務課 業務係（☎0123-88-3900）

